

四にそれぞれ引き上げるとともに、買い受け月額一万円に満たない場合または買い受けをしなかった場合には、月額一万円の買い受けをしたものとみなして手数料を適用しようとするものであります。

この改正によりまして、買い受け月額二十万円以下の売りさばき人はもちろん、二十万円を超える売りさばき人につきましても、買い受け月額のうち二十万円以下の金額に対する手数料は増加することとなります。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十二年一月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(森田治君) 以上で越旨説明の聴取は終わりました。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○案納勝君 ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案が提案されました。郵便貯金事業そのものについても今日きわめて多くの課題を持つてゐるわけですね。インフレ目減り問題あるいは預入制限額の問題、さらには資金運用と国家政策の問題、銀行との競合関係あるいは奨励の姿勢の關係、合理化関係、オンライン化、私はきょうはこれらの具体的な指摘については差し控えます。

そこで、大臣にも伺いたいんですが、この貯金会館の運営も、つまるところ貯金事業に従事をする職員、こういう人たちに支えられて、かつ国民の協力、理解、こういうものによって本当に信頼をされた貯金事業として回っていく。要するに、郵便事業がそれらに支えられてこそ初めて貯金会館というそういう役割、あるいは今日提案され説明されたような発展も考えられる。これらについて大臣はどのようにお考えか、大臣の見解をまず伺いたいと思います。

○國務大臣(福田繁憲君) 御指摘のとおり、国民

に信頼される郵便事業を基盤として、今後とも郵便貯金の運営については十分指導監督してまいりたいと考えております。

○案納勝君 そこでお尋ねしますが、この四、五日といいますが、新聞紙上では、日経、読売、毎日各さまざまな新聞で郵便貯金の問題について多くの問題点が指摘をされております。なかんずく、毎日新聞の先月の末から今月にかけて連載的に継続して、歩合制の問題、奨励の問題、脱税の問題、こういうものがきわめて内部告発の問題とあわせて実は提起をされておりますけれども、これについてどのように郵政当局として把握をして理解をされているか、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(神山文男君) 先生御指摘の新聞記事につきまして、この中身がすべて事実であるという確認をしてはいるわけではございませんが、いやしくも国営の貯蓄機関が品位と節度にもとるといふようなことであつてはいけないといふふうに考へてはいるわけでありまして、もちろん連則な募集活動は許されるものではありません。また、利用者には不利益を与えたり、あるいは事業の信用を傷つけるというようなことにもなりませんので、適正な募集については、従来からも厳しく指導してまいつたわけでありまして、今後さらに指導の徹底を図つてまいりたいと、こういうふうにお考えである次第であります。

○案納勝君 いま、この記事の中では必ずしも事実と違ふ点もあるやに答弁をされましたが、奨励のやり方については、今日までも多くの問題が指摘をされておることはすでに当局も御存じのこととおりであります。これをきょうは突っ込んでやる気はありません。

そこで、私は端的にお聞きしますが、このようないふ事態を招いた原因は一体どこにあるのかといふふうにお考えおられるのか、この辺について伺います。

○政府委員(神山文男君) ただいま、すべてが事実であるといふふうには私も確認してはおりませんと申し上げましたが、もしこういう誤解を招

くようなことがあるとすれば、われわれとしては十分指導してまいりたいと思つております。それで、仮にそういう事実があるとして、どういふ理由が考えられるかという御質問かと思ひますが、やはり適正な募集活動に対するわれわれの指導の点について、あるいはまだ徹底しない向きがあるか、こういう反省もいたすわけでござい

ます。それともう一つ、先生御承知のように、郵便貯金が全国の郵便局の窓口において取り扱われるといふこと、これはお客様のためにそうすることがやはり郵便貯金としての責務であらうかといふことで、どこの郵便局でも取り扱つて差し上げると、それからまた、窓口預入の場合と外務員による募集活動による預入と、こういう場合があるわけ

でございまして、そういう個々の段階、預金をしていただく段階で、総額制限等のチェックをするといふことももちろんこれは大切なことでありま

すが、いま申し上げたように、いろいろ貯金をしていただく場が違つたわけでございまして、なかなかそこで完璧を期すといふことがむづかしいことになつておりました。そこで私どもとしては、地方貯金局において、原簿所管庁において名寄せといふ方法をとつて、これは事後の措置でござい

ますが、それによつて制限額オーバーの預金があつた場合はそれを解約していただく、そして制限額以内にしたいだくという措置をとつておるわけでありまして、この名寄せを適正に行つていくといふことがやはり大切ではないかといふことで、今後ともこれを厳重にやつていくことをいたすとともに、また窓口におけるチェックももちろん十分指導してまいると、また、お客様方にもそういう点を御理解願ふようなことも考えていきたいと、こういうふうにお考えしております。

○案納勝君 いま言われたように、郵便貯金の窓口あるいは外務職の皆さん、それぞれ取り扱ひの場がありますね。それはよくわかるんですが、基本はやっぱり適正な募集、このことが一本しつかり郵政省の指導の中で貫かれてない限り、私は今

日の問題というのは解消しないと思ひます。そういう意味では、幾つかの事件やこの種の問題といふのがあります。これは御存じのとおり。あなたたちも御存じだと思う。こういう場合に問題は、過つたそういうことについて、金さえ集めればいいといったそういう指導をしてはいる管理者もしくはそれに類する人たちが一部におることも、また否定できない事実でもあるわけですね。その姿勢を正すといふ意味で、これらの誤つた指導については厳しくやはり責任を明確にしていくといふ姿勢が伴わなければ、今後貯金事業全体について見直しながら貯金事業の発展を期していく場合には、私は欠かせない問題だと思ふんです。再度、たとえば無集配の特定局長の募集活動のあり方などの問題も含めて、私はそのことについて強く感じますが、いかがですか。

○政府委員(神山文男君) これは先生がおっしゃるような貯金を募集する側の問題、また、お客様側の御理解の問題という両方あるかと思ひます。それで先ほども申し上げましたように、職員に対する適正募集についての指導といふものを十分行つていく、これをさらに徹底させていかなければいけない、同時に、お客様方にもそういう貯金の制度の御理解といふものも願つていくといふこと、両方相まつてこういうことはいふにふにしていかなければいけないといふふうに考へるわけ

であります。昨年以來、あらゆる会議その他においても十分指導してきてまいつたつもりでありますけれども、さらに私どもとしては姿勢を正して対処してまいりたいと思つております。それでこういう記事が出るということ自体が郵便貯金についての国民の信頼を裏切るといふ結果になりますものであります。郵便貯金の将来にとつても好ましいものでは

ありませんので、私どもはそういうことで今後とも厳正に対処していきたい、こういうふうにお考え

ております。○案納勝君 これは答弁は要らないんですが、大蔵省が過大な奨励、要するに目標を国の財投の関

係で押しつける、そして片や脱税問題、今日のよ

うな問題が提起をされる。そして郵政省は名寄せ
でこれらについての解決をする。その前提になる
ものは、いま言われた奨励の姿勢にもきわめて重
要なかわりを持つわけでありますが、名寄せで
もそう簡単に私は解決するとは思わないんです。

膨大な要員が必要だ、本格的には。そういう要員
の配置を考えないで大蔵省等の目標額の押しつけ
や、あるいはそういった名寄せの問題についての
負担を押しつけてくる。こういった点について

は、やはり郵政省側としてもきちんとするものは
きちんと、大蔵省に対する物の言い方、ある
いは大蔵省に対する要求するものは要求するとい
う姿勢がなくちゃならぬ。きょうは大蔵省呼んで
いませんから、この問題は改めてやりますけれど
も、いずれにしても、そういう郵政省としての自
主的な募集についての姿勢というものが、やっぱ
りきちんとおとるということが私は大事だと思
います。この点だけまず強く要望しておきま
す。

そこで、時間もありませんから次に進みます
が、いま郵政省は調査会を発足をさしているとい
うこと。この調査会はどういう目的で調査会発
足をされるのか、簡単にひとつ。

○政府委員(神山文男君) 郵便貯金に関する調査
研究会というものを置いたわけでありましたが、こ
れは最近におきます経済基調の変化、あるいは生
活意識の変化と相まちまして、国民の金融サービ
スに対する要請もいろいろ多種多様化し、あるい
は高度化してまいっているわけでありまして。この
ような背景のもとに、郵便貯金のあり方につつま
して従来から各方面においていろいろと議論が行
われてきたことでもありますし、郵政省といたし
まして、これまで部内における議論を重ねてま
いりましたが、このたびは広く経済学あるいは金融
論、社会学等の各学界的専門家の知識を求めまし
て、郵便貯金の社会的機能のあり方等について学
術的な立場から基本的な調査、研究を行うという
目的で、郵便貯金に関する調査研究会というもの

を設けた次第であります。

それで、この調査研究会は学者の方々のグルー
プでありまして、郵便貯金とこれを取り巻く経
済、金融環境について学術的、専門的立場から、
社会科学のいろいろな分野における理論とか分析
手法を用いて総合的、科学的に調査研究を行って
いただくというものであります。それで、調査
研究会は現在まで二回開催いたしました。本格的
な活動はこれからということになっております。

○案納勝君 神山さん、各学界的の権威を集めて調
査会をやる、このことも私は決して否定はしま
せん。しかし一番問題なのは、先ほど私が冒頭幾つ
か指摘をしただけじゃありません。現在貯金事業
そのものについて多くの矛盾を抱えていると思
うのです。今日いま指摘をしている問題も、この
調査会で行われるところの各学界的権威を集めて
やってみたと、私は郵便貯金事業の展望とい
うものは出てこないような気がしてならない。

いま先ほど冒頭申し上げたような、たとえば、こ
れはこの関係になるかもしれないインフレ目減り問
題、あるいは制限額の問題、合理化問題、あるいは
奨励の姿勢の問題、あるいは銀行との関係の問
題、その他たくさんあります。これらの問題につ
いて事実上本当に説明をしていく姿勢とその説明
をする場がなければ、私は事実上郵政事業の先ほ
ど言う健全な発展もできないし、いまこへ出さ
れた調査会というのは、銀行と競争して、金をど
れだけ集めて資金運用部資金をふやすか、こうい
うところに何か力点を置かれたような調査会みた
いに感じてならないのです。

先ほど私は大臣答弁いただいたように、貯金事
業を支えているのは、これは働いている職場の人
たちであり、そして、この貯金事業を通じて国民
の協力や国民の理解を求めて、貯金事業というの
は今日二十七兆も預金残高あるように発展をして
きた。しかもそれは、国民の福祉を増進すると
いうきわめて重大な役割を持ちながらきている

のです。それらの支えている人たちの問題、矛
盾、こういうものをたな上げにしたまま調査会で
各界集めたって意味ないんじゃないか、もつと基
本的にその問題を解決するというものが私は出て
こなくちゃならぬと思いますが、その点はどうで
すか。

○政府委員(神山文男君) この調査会は、最初申
上げましたように学者の方々の研究グループで
あるということ、郵便貯金の社会的機能のあり
方を中心として、それから郵便貯金と、それ
を取り巻く経済とか金融の動向などについて、学
術的、専門的立場からの調査、研究をしていただ
くという目的でございます。それでこういう学
者、さまざまの専門の学者の方に集まっていた
いてお知恵を拝借していく、基本的な社会郵便貯
金の機能を中心にした調査、研究をしていただ
くということでございます。これがすぐわれわれ
の行政施策に結びつくというものではないわけ
でございます。

それで、われわれとしては、こういう基本的な
社会機能というのについてメスを入れていただ
いて、その報告を受けまして、それから一定の施
策と、まあどういう施策になりますか、いろいろ
のものをそこからまた具体的に、今度はわれわれ
の立場で具体的な施策の案をつくってまいりた
い。そうすれば、今度はそれをどういうことで実
施に移すかという段階には、いろいろの御意見な
りを拝聴するということも必要だと思ひますし、
あるいは法案の形をとるとすれば、郵政審議会等
にお諮りするということにもなっているかと思
ひますが、その前段階の基本的な問題につい
て、まず学術的、専門的な掘り下げをしていただ
く、こういうことであります。

○案納勝君 きょうは時間がないからこれ以上突
っ込みませんが、いま神山さん言ったのは逆さま
じゃないかと私は思うんです。要するに、貯金
事業のあり方をどういうふうにするかという、い
ま激しく国民の意識が動いているわけですよ。た
えば公衆法この間まで審議しました。公衆法自

体についても国民のさまざまな各層の中で、これ
について見直すという必要が指摘をされてきた。
これは郵便だつてそうすね。だから、それは今
日置かれて今日まできたそれだけの事業につ
いて、その持つ性格と公共性、そして中に持っ
て、そんなものを出てきかないと思ひますよ。

それは、学者が入ることでもいいでしょう。しか
し、現実にはそれを受けとめる側というのがいまど
うなっているのか。あるいは、そのことを将来発
展をさせるにどうしたらいいのかというものは、
学者だけではだめだ。そこで、その結論を出し
て、いま神山さんの話では、それを省の方で、ど
ういうふうにするかということ省は考えてと言
う。考える前にやっぱりそういったものがきちん
とある程度整理をされて、それを受けてどうする
のかとならないうだめだと思ひます。いま私
はこれ以上この問題は突きません。しかし、その
姿勢がいま貯金局に最も望まれている、私が言っ
ていることじゃないかと思ひます。改めてまた
この問題について深めるとして、きょうは一応こ
の問題とどめます。

最後に、貯金会館について。
結局、貯金会館の問題は、これは国民の金でつ
くるわけですね。要するに国民が預金をした利益
の中から、利益といたしたらおかしい、剰余金ある
いは十年没入の資金、こういうもので貯金会館の
運営をしていくんだ。言いかえれば、国民が貯金
をすることによって出される資金によってつくら
れる。

そうすると、今度の法律案見ますと、国民が広
範にこれらについての参画をする場というのは全
くない。従来は何か評議員会みたいなものがあ
りまして、それについて参画をする場のようなも
のがつくられてきたけれども、事実上私は有名無
実だつたと思ひます。やっぱりこの貯金会館の運
営というのについて、利用者やあるいは働く職
場の労働者の、あるいは国民各層の参加を得て、
そういったものについての運営にも参画をさせて

いく、あるいは運営をしていくことが伴わなければならない。そういうものが全部切られてなくなっている。あるいは切られていくのか、なくなっている。この点について郵政大臣はどうかにお考えになっているのか。私は一番肝心なところだと思いますが、どう思いますか。

○国務大臣(福田繁憲君) 地域住民あるいは預金者等から広く意見を聞くこと、まことにそのとおりでございます。貯金会館の性格から申しまして、運営についてはできるだけやはり幅の広い立場から意見を聞いて、今後検討したいと考えております。

○委員長(森勝治君) 速記ちよつとめて。

〔速記中止〕

○委員長(森勝治君) 速記起こしてください。

○案納勝君 ということは、大臣、何らかのそういうものに参画をできる場をつくるということですか。

○政府委員(神山文男君) 現在も建設する場合、地元の意見をできるだけ反映するように、そういう施設を設けたり、運営面につきましても御意見を聞くようにしてまいっておりますけれども、今後まあそういう利用者の御意見を反映するようなものを検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○案納勝君 従来もって、そんなことやつてないじゃないの。私が言うのは広範な国民各層、要するに利用者、労働者、そういうものが参画をして貯金会館の運営というものが行われてしかるべきじゃないかと、しかしそういう機関がこの法案の中にある。いままでも評議委員的なものはあったけれども、その中で、あなたたちが会館つくるとき地元の人たちあるいは利用者、あるいは働いている人たちに一々相談したことあります。名ばかりで何にもない。そういうのを百も承知の上で私は聞いていたわけだ。今後やっぱりそういうものについての運営をしていくに当たって貯金振興会という運営、その運営自体についてそういう各層の人たちの参加を得て、それで運営をして

いくという姿勢と、そういう具体的な方針ありますかと、こう聞いているわけですから、明確にしてください。

○政府委員(神山文男君) そういう広く御意見を承る、声を反映するという場を検討してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○案納勝君 私の貯金の質問は本日、これで終わりますけれども、大臣、いま言ったように多くの課題を抱えているわけですが、貯金事業、振興会の運営自体についても、まだ質疑するに十分ではありません。今後貯金事業全般について、やはりもう一回見直していくという郵政省自身の姿勢がなければ、私は今後の健全な発展はできないと信じている。どうかこの辺は、私はきょうは質問途中で打ち切りでしたが、今後たとえば制限額の問題あるいは奨励問題、あるいは合理化問題と数多い問題を抱えております。その意味で、先ほどから私の方で指摘をしました問題を十分踏まえて運営をしていただきたい、このことを強く要望して、質問を終わります。

○国務大臣(福田繁憲君) ただいまの御趣旨につきましては、十分前向きに検討させていただきます。と思います。

○藤原房雄君 郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思ひます。

最初、同僚委員からも質問ございましたが、この郵便貯金に關しますいろいろな投書なり、また諸問題がマスコミのつていろいろ論議されております。論議というより、そういう非常に不当性といひますか、改善すべき、われわれの立場からしますと、これはたゞ一記事としてとどめるんじゃないくて、やっぱり真剣に受けとめなきゃならぬと、そういうことで私も考えておるわけでありすが、先ほどの答弁で、まあ調査をし、適切な処置をとることのようでありすが、この郵便貯金の目的ということからいまして、これは決して放置できることじゃないということで、ひとついろいろな意見等につきまして、は厳重に対処

してもらいたい、こう思うんであります。

この問題、先ほどのいろいろ論議ありましたが、私はそれまでにとめておきますが、過日一般質疑のときに申し上げたんでありますが、貯金利子の引き上げに伴います預けがえの措置の問題について、まあ本日のこの法案審議は郵便貯金会館に対するものであります。郵政貯金全体についても決して無関係ではございませんので、一つだけお聞きするのであります。

この預けがえの問題については、やっぱりサビスということが主眼になるわけでありすが、貯金会館建設に当たりまして、サビスというところから貯金会館というものの設立という話が具体的に進んできた、こういう経過を考えますと、預金者に対して最大のサビスをする、そういう趣旨からいまして、この預けがえの措置につきましまして、いよいよ来年の一月十三日ですか、期日も迫っております。過日の一般質疑のときに御答弁ありましたが、全国平均で七、八割いっているの、後追い上げて預金者から苦情の出ないようになしたいというお話でございました。

私はこの前申し上げたように、全国平均はそうかもしれないが、地域によつては相当パーセンとも低いところもあるんじゃないかと、こういうことで全国的に、地域的に御検討いただいて、やはりこれはそれ相応の対策をしていただいて、一月十三日が来て、実際どういふことは知らなかつたとか、そういう預金者について苦情の出ることのない最大の努力をしてもらいたい、このように申し上げたわけでありすが、その後の地域ごとの状況等をどのように把握なさつて、どういふ措置をなさつたかという、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(神山文男君) 預けがえの申し出でございすが、先生おっしゃる通りに、地域的に非常にアンバラがあることは事実でございます。この前の御質問以後も相当PR、新聞紙上その他で広告をいたしまして申し出を待っているわけでありすが、この前御指摘になった東北あるいは信

越、これがやはりほかの地域より低いという実態でございます。東北が五十数%、信越もまあはその程度ということで、ほかの地域より非常に低いわけでございまして、これは理由として私どもも把握しておりませんけれども、今後とも周知徹底をしてみたい、こういうふうな考えでおります。

○藤原房雄君 この前、こういうことで時間を余りとるつもりもないんですけれども、申し出というところになってますから、新聞や雑誌等については広告出したり何かしていることはわかるのですけれども、やはり郵便貯金については外務員の方にもいらつしやるわけでありすが、いろいろな手だてをしまして、まだ現在五〇%台だと、こういうことから、私もこの前お聞きしたので、全国平均では相当パーセントが高いという局長のお話だったので、現実にはそんな状態じゃない。いままでは預け入れた方はよろしいのですけれども、これからの方は相当こつちがてこ入れしませんでした。周知徹底しないだろう、こういう感じもします。期日ももうわずかに迫つて、現在五割台だということでございます。相当なせつかつたという措置をしながら、この預けがえを知らなかつたという人が出るという、こういうことを私どもは心配するわけですから申し上げているわけでありすが、ぜひひとつサビスの一環として、後々多くの方々から苦情出ないように措置していただきたい、こう思うんで。

さて、この貯金会館のことでありすが、今度民法上の――現在までは民法上の法人としてやつてきたわけでありすが、今度はそうじゃなくて、法的根拠を明確にしよう、する、という、こういうことですから、それなりの私どもは改正に当たりましては評価をしているわけでありすが、従来と今度の改正に当たりまして、実際の振興会等についてどういふ差異がでてくるのか。具体的には大した違いはないだろうと私どもは考えておりますけれども、その辺のことについてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(神山文男君) 今回の法的措置でござい
ますが、郵便貯金会館の設置根拠等をより明確
なものとすることのために、所要の法的な
整備を図ることとしたものであります。

郵便貯金会館の性格でございしますが、これは郵
便貯金の普及に資するための必要な施設としての
性格を持っていますのでございまして、この法律
によってその点を変えようというものではございま
せん。従来の性格と全く同一でございします。た
だ、ただいまお話をありました郵便貯金振興会、
振興会でございますが、これは現在民法上の財団
法人ということになっておりますが、この法案が
成立いたしますれば、この法律に基づいて郵政大
臣が認可して設立する法人という性格を持つわけ
であります。それに伴いまして、その法人の設
立あるいは監督等については、従来の財団法人が
民法の規定が適用されたのとは異なりまして、新
法人は新しい貯金法に規定されるさまざまな監督
規定が適用される、こういうことになるわけでござ
います。

○藤原房雄君 大臣、いまお話のように、今度は
大臣の監督権限といいますが、非常に責任が重く
なるわけでありまして、貯金会館について私ども
もそれなりの評価はするわけであります。しか
し、全然問題なしとはいいたしません。

短時間でありまして、個々のことについて申
し述べる時間もないのであります。最初に伺
いしたいのは、大臣のいま提案の理由の説明の中
にありました「郵便貯金の普及に資するた
め」という、そのために貯金会館を建てるんだぞ
ということでありまして、これが大きな一つの目的
になっているわけでありまして、まあ貯金会館が
できたからすぐ郵便貯金のPRができて、郵便貯
金に対する認識が深まり、郵便貯金が大きくふや
されるという、それはすぐ効果があらわれるとは
私ども思いませんけれども、現在まで十一カ所建
つて、さらにこれから建設予定がある、こうい
うふうになりますと、それはそれなりの一つの効
果というものを期待するのは無理ではないことだ

ろう。当然何らかの十一カ所の郵便貯金会館がで
きたということによって、こういう面は変わって
きたというものでなければ、設立の目的からいた
しまして、それは何も目的を達し得なかったとい
うことにならざるを得ない。今日まで建設して
きた、これからまた予定もある、こういう中で、
郵便貯金の普及に資するというこういう大きな大
眼目の上に乗って今日まで進んできたわけであり
ますが、これがどういう効果をもたらしているとい
うふうに認識していらっしゃるのか。また、今
後のあり方等については、何か御所見がござい
たら伺いたいと思っておりますが、大臣どうでし
ょうか。

○国務大臣(福田繁憲君) 御案内のとおり、す
でに十一カ所設置されて、概数約千四百万人ぐら
いの方々が利用されております。やはりこういう施
設をつくり、一般の個人の方、預金者の方々に親
しみを持たれ、そうしてまた、場所によりまして
はプールその他の体育館もある模様でもありま
すし、絶えずそういう集会所その他の接面を通じて
親しみをもち理解を持つ、やっぱり周知宣伝には
相当のまだ力があるものと考え、また、今後の経
営、運営の方法によって、その本来の設置の目的
を達成するためにいろいろ工夫をいたすべきも
のと考えております。

○藤原房雄君 貯金会館ができたからその利用率
がずっと高まると、私はすぐ直線的には考えたく
ありませんけれども、しかし、最近の数年間の推
移を見ますと、郵便貯金とほかの銀行等との利用
率等を見ますと、やっぱりこれは経済変動もいろ
いろありますから、そういう複雑ないろいろなもの
を交差したものを勘案しなきゃなりませんけれども
も、利用率の推移では、パーセントはだんだん低
下してある。いろいろな要因があるから直線的には
考えたくありませんけれども、しかし、貯蓄奨励
等については貯蓄奨励費、それからまた窓口環境
の整備、改善、こういうことで、サービスはそれ
らの努力をしていらっしゃるということですか
ら、少なくとも経済変動、いろいろあるかもしれ

ませんが、利用率は下がるということは、やっぱ
り何か原因がある。そういう点、どういうふう
に把握していらっしゃるのか。相当な、貯蓄奨励費
等についても五十一年度三十五億ですが、窓口改
善でも三十七億。これだけの投資がなされてお
るということを考えますと、これはまあサービスの
一環としてやったんであって、それが即利用率
云々ということには結びつかないかもしれません
が、これだけいろいろな努力はしているけれども、
実際、相対的には郵便貯金の利用率は、だんだん
パーセントは徐々であります。下がりつつある
というのが現状である、こういうことを考え合
わしまして、御所見を伺いたいと思っております。

○政府委員(神山文男君) 年々利用される方々の
数はふえておまして、まあ私どもとしても今後
ますます多くの方に利用していただけるように考
えて、対策を講じていきたいというふうに考えて
おります。

○藤原房雄君 御利用される方々がふえたとい
うのは、口数がふえたのか人数がふえたのか、そこ
はまた先ほどのお話のように、いろいろな問題が
出てくるわけですから、金類がどうとか、そ
れから口数がふえたとか、そういうことだけでは
かれないものがあるかと思っております。利用率全般
としてはやや減傾向にあるということはお認め
いただけたらと思うんです。そのあたり、どうお考
えにしているか、ちょっと。

○政府委員(神山文男君) ただいま答弁が御質問
と食い違ひまして申しわけありません。

この郵便貯金の利用率、確かにここ若干非常に
わずかにあります。下がっております。これは
御指摘のとおりであります。これはいろいろな原因
が考えられますが、民間の金融機関がオンライン
化によりまして、いろいろ給与振込みとか自動
振替とか、新しい制度を導入いたしました。その
ため、そちらへ預金が流れていくということが一
つの原因かと、こういうふうな考えておるわけ
であります。そういうことのために、比較的若い人
の層の預金が銀行にいったというところでござ

いまして、このためにやはり、郵便貯金もできる
だけ早くオンライン化というような新しい機械化
を実施して、そういう新しい制度を、サービスを
実施できるようにしなければいけないというふう
に考えておまして、現在、オンライン化の実施
計画の推進に鋭意努力をいたしている段階でござ
います。

○藤原房雄君 この貯金会館は、施設をつく
って、そして利用していただく、その他多数の者の
利便を図るための設備を整え、広く国民の利用に
供される一つとするなどという、こういううら
な目的があるわけですが、あくまでもやっぱり郵
便貯金の普及のためという大目的がある、大前提
があるわけですから、郵便貯金の普及ということ
がまず大きな目的であり、そのためにいままでの
いろいろな経過等ありまして、これらの貯金会館を
建て、そしてそれを運用するということになるわ
けですから、その会館運営ということにきゅうき
ゅうとして、本来の大目的を忘れることがあつて
はならぬ。これからますます数が多くなる。それ
なりにそれはオンライン化とか、ほかの金融機関
との比較からしますと、時代的にちよつとギャッ
プがありますので、そういうようなことがあるの
かと思ひますが、その大目的を絶えずひとつ腦裏
から忘れてはならぬし、また、そのための施策と
いうものも絶えず進めて、それなりの効果をあら
わすものでなければならぬと私は思うのです。

郵便貯金振興会というのが今度できるわけだ
が、この目的は、「郵便貯金に関する調査、研究及
び出版物の刊行並びに第四條第一項の施設の運営
を行うことにより、郵便貯金の普及に寄すること
を目的とする。」とありますが、「郵便貯金に関
する調査、研究及び出版物の刊行」というもの
と、それから「施設の運営」という、本当は前の
方が主目的であり、これを達成するのが主目的で
あって、この「施設の運営」云々というのは、一
番とか二番とか言えないかもしれせんけれども、
これも大事なことです。その目的達成のため
の施設の運営ということだろうと私は理解するわ

ますと、大都市周辺、東京周辺ばかりたくさんできると。簡単に考えましても、単純に人口だけでも判断できないかと思ひますし、いろいろのそこに要素というものが必要であらうと思ひます。

それとも一つ、これは独立採算で今後もやっていくべきものと考えておられます、そういうことで御提案申し上げておられますが、そういう収支のような問題も一つの考えるべき要素にならうかと思ひますし、単にそれだけではございません、やはり利用者の多いところということ

は一番重要かと思ひますが、そのほかにもいろいろの要素がある。一律に基準というようなものを何か数字的に申し上げるということには、なかなかいかにないかというふうに考えておられるわけでございます。

○山中郁子君 私がいま申し上げたのは、つまり疑惑のもとなるような要素というものを排除して、そして、あまねく公平にという精神が貫かれる郵政省の設置の方向ですね、そうしたものをご確立していただく必要があるだろうということでご重ねてお尋ねしたわけで、それは御異論はないところだということに思ひますから、次へ進みます。福岡、横浜、新潟、岡山建設計画を予定をお持ちだということですが、これは時期的には大体どういう展望でもっておやりにならうと考えていらっしゃるのか。

それから、所要資金ですね、大体どういうふうに見込まれているのか、わかたらお示しいただきたいと思ひます。——お願いをしておいたのですが、もし時間がかかるようだったらよろしいですけれども、後でいただければ。

○委員長(森勝治君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(森勝治君) 速記を起してください。

○政府委員(神山文男君) 福岡の貯金会館は、現在着工方取り運び中でございます。土地は四十八年度予算で計上されておまして、建物が四十九年度の予算でございます。それから横浜の郵貯会館は、土地だけが取得済みでございます、土地

の予算が四十九年度予算でございます。それから新潟は、これも土地を取得済みでございます、四十九年度予算で土地の予算がついておられます。それから岡山でございますが、岡山は土地の買収方をただいま取り運び中でございまして、五十年の予算に計上しております。

それから、予算金額でございますか。

○山中郁子君 わかれ。

○政府委員(神山文男君) それから金額でございますが、福岡の郵貯会館、もうこれは土地はすでに取得しておりますが、四億五千万円でございます。それから建物でございますが、これは十億一千五百万円。横浜が、土地が十一億五千万円。それから新潟は、四十九年度予算で、土地でございますが、三億八千九百万円、建物はまだでございます。それから岡山は、土地が五十年で四億三千万円。

以上でございます。

○山中郁子君 次に、振興会の管理の問題なんですけれども、これが今度法改正で、いままでの財団法人から認可法人に改められるということになると思ひますが、その法改正によつて管理運営面においての国の責任なり権限なりが、法が改正される前に比べて具体的な何らかの変わり方が出てくるわけですか。私は一つは、公正な国民の立場に立つた運営管理という面から、初めに申し上げましたような、しかるべき郵政省としての積極的な施策が必要だということに思ひますけれども、それは別としても、認可法人に改められることによつて、国の権限なり責任なりが具体的に変化が出てくるというふうには認識されておられるかどうか。

○政府委員(神山文男君) 財団法人の場合は、民法の規定によるほかに郵政大臣の監督規定というのはないわけであり、民法の規定によるということでございますが、今度の認可法人の場合には、この貯金法の改正案にもございまして、さまざまな監督規定というものが出てまいっております。たとえば、「理事長及び監事は、郵政大臣が

任命する。」「理事は、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」「そのほか役員は、解任の規定、それからその他、財務諸表を「郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。」「という規定、あるいは「毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。」「といういたゞきさまざまな監督規定が設けられまして、これによつて適正に厳正に監督してまいらう、こういうふうな考えでございます。

○山中郁子君 先ほどの御質疑にもありましたけれども、私もいまの観点からとの関係だけでも、こうした振興会が郵政省の天下りの場所になるということは、天下り問題がやはりかなり一般的な問題になっておりますから、相当留意もするし、また、郵政省としてもはつきりした姿勢を確立していただかなければならない問題だというふうに思ひます。

現在、振興会の役員は、何人のうち何人郵政省の出身者が占めておられるのかお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(神山文男君) 現在の財団法人の役員は、理事長一名、理事が五名でございます。それで、いずれも郵政省にかつて在職し、退職した者でございます。

この考え方でございしますが、郵貯振興会の目的が郵便貯金事業の「普及に寄与する」ということにあるわけでありまして、業務の円滑な運営を期するためには郵政省と緊密な、あるいは郵便貯金と緊密な関係にある、深い理解と豊かな知識を持つている人がやはり適当ではないかということでありまして、その限りにおいて、役員に省出身者を充てることは必ずしも適切を欠くものではないと思ひます。

ただ、先ほども申し上げましたように、貯金会館の運営になりますと、これはやはりサービス業務というものが非常に重要なものになりますので、そういう面の知識と経験を持つておられる人を広く部外からも採用してまいっております。今後と

もそういう方針でまいりたいと、こう思ひます。失礼しました。先ほど理事長一名理事五名と申し上げましたが、理事長一名、理事四名でございます、そのほかには監事が一名ございまして、この六名合せて郵政省の退職者を充てております。

○山中郁子君 最後になりますけれども、二つの点についてちょっと郵政省の見解を伺つておきたいと思ひます。

一つは、振興会の目的に規定されておりますが、「郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行並びに」「施設の運営を行うことにより、郵便貯金の普及に寄与する」というふうになっておりますけれども、本来郵政省の業務、本来的な業務ですよ。これをまた改めてこういうふうな振興会の目的にうたれたことは一体どういう背景があり、お考えがあるのかということが一つです。かつこうつて文章をつくつたというだけじゃないともちろん思ひますけれども、郵政省の本来的業務との関係がどうなのかということが一つです。

それからもう一点は、貯金会館の建設に際して、これは要望でもあるし、ぜひお約束もいたしたいと思ひますけれども、せんだつての通信委員会では、簡保事業団の保養センターの建設について地元とのトラブルの問題でいろいろ指摘もしましたし、お約束もいただいたんですが、一般的に考え方として、郵貯会館がやはりそういう保養センター的な中身を持つておられるわけですから、ですから、地元との関係の円滑な併存ですね、そういうものが前提にならなくちゃいけないというふうに思ひますので、簡保事業団の問題に關しても私は申し上げましたが、やはり地元との円滑な併存、繁榮というものが保証されるような計画なり建設なり、そういうものは大事な問題として郵政省として取り組んでおいていただかなければならぬだろう。二つの点について質問と要望をいたしまして、見解を伺つた上で質問を終わります。

○政府委員(神山文男君) 国民の経済生活における貯蓄の役割り、ことに庶民の貯蓄である郵便貯

金の果たすべき役割が大きいことから、郵政省としまして郵便貯金の普及に努める必要があると考えておりますが、積極的な努力をされているところでありまして、この法律に基づいて設立される法人が従来の財団法人が行ってきたと同様、郵便貯金の普及に寄与するための事業というものを引き継いでやっていただきたい、こういうふうなことを考えているわけでありまして、それで、これは民間人の自由な立場で調査研究等を行って郵便貯金の普及に寄与していただくというものでありまして、もちろん先生おっしゃるように、郵政省としてみずから周知宣伝を十分していかにかねという責務はいささかも軽減されない。われわれは従来もやってまいりましたが、今後ともみずからの手で周知宣伝というものを十分行っていくと思っておりますが、こういうせつかつくの郵便貯金を普及宣伝する法人でございまして、この法人にもやはり十分の努力をしていただきたいとわれわれは考えて、両方相まって所期の目的を達していきいたい、こういうふうなことを考えております。

それから、地元との関係でございまして、郵便貯金会館、もう何度も申し上げますが、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設として多くの方の利便を図るために設けていくというものでございまして、その設置に関して地元とトラブルが起るということは、もうそれ自体われわれとしては非常にマイナスであろいかと思われ、わけでありまして、地方自治体とかあるいは地元住民の理解と協力を当然必要とするものでありますので、御質問の趣旨を十分体してトラブルの起きないように努めてまいりたいと、こういうふうな考えております。

○委員長(森勝治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森勝治君) 御異議ないものと認めます。
それでは、これより討論に入ります。御意見の

ある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。
別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森勝治君) 御異議ないものと認めます。
それでは、これより採決に入ります。
郵便貯金法の一部を改正する法律案の問題に供します。

○委員長(森勝治君) 賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(森勝治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(森勝治君) 次に、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案について質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○片山基市君 郵便切手の売さばき所は全国十万余所ほどあります。全国の津々浦々に至るまでくまなく設置されて、国民が日常的に切手やはがきを買うという必要上不可欠なところでありまして、この売さばき所の機能が十分に果たされているか否かは、郵便事業の円滑な遂行に大きな影響を与えるものと考えております。そこで、売さばき人によるこのような重要な役割りを十分認識させ、正しく機能させるためには、やはり適切な処遇を与える必要があるといまでも私たちは指摘したところでありますが、今日、昭和四十九年に改正されて以降の物価の高騰に伴い一般の労賃、人件費はいわゆる当然の上昇をしておるところであります。このような最近の状況を考慮すると、売さばき人に支払うべき手数料もやはり妥当なものに改める必要が当然あると思ふんです。今回提案してまいりましたところの郵政省のこの改正の考え方について、まずお伺いをしたいと存じます。

○政府委員(廣瀬弘君) ただいま先生御指摘のとおり、郵便切手類売さばき所は郵便局の補助的施設ということで、郵便事業の円滑な遂行のために、じみではありますけれども、全体として大きな貢献をいたしておるものでございます。まことにその点については、お説のとおりでございます。で、最近におきまして売さばきに要する経費が相当上昇をいたしております。一方で印紙税額の改定、あるいは郵便料金の改定が行われまして、その面では手数料収入も増加いたしておりますけれども、先ほど申しました、一方で経費の増加というのを償うには十分ではないという考え方から、今回約二〇%の手数料改定を行うようをお願いいたしておる次第でございます。

○片山基市君 次に、今回提案された法案の内容について、数点についてお伺いをしたい。
まず第一点は、切手類は郵便局と売さばき所の両方で売さばいておりますが、この比率はどうなっておりますか。売さばき所のいわゆる設置箇所数、これは全国で十一万五千四百六十五になると言われておりますけれども、郵務局の設置方針はどうなっておりますのか。今後その設置について増設をする計画は持っておるか。特に聞きたいのは、郵政当局として増設をしていくような、サービスをしていくような計画を持っておるか、こういうことについてまずお伺いしたい。

○政府委員(廣瀬弘君) 切手類の売さばき所は、郵便局及び売さばき所と売さばき切手類、それから印紙の売さばき所は、五十一年度予算で見ても約一兆二千五百億円でございまして、そのうち売さばき所における売さばき額は、その約五五%に当たるものでございます。それから、売さばき所の設置基準でございまして、これは法律に従いまして、省令でその基準を定めておるわけでございまして、大体需要の度合いというものを考慮いたしまして考えておるわけでございまして、郵便差し出し箱の設置場所から約五十メートル以内の区域内、あるいはそれ以外の区域で切手類等の需要が特に多い区域内、こういったことを勘案いたしまして、受け持ちの集配郵便局長が適当と認める場所に設置する、こういうやり方をとっております。これは過去におきましても相当増設をいたしております。約千カ所ぐらいの増設を行ってきておりますが、今後におきましても、そういった需要等を十分考慮いたしまして、必要な箇所にはその必要数だけをできるだけ満たすように増設してまいりたい、かように考えております。

○片山基市君 いまの御答弁で、国民の利便については十分に考慮して増設をできるような状態におきたい、こういうことだったと思ひます。
第二点についてですが、前回の改定は昭和四十九年ということですが、当時の引き上げ率は幾らで、また、今回平均二〇%の引き上げということですが、二〇%引き上げた判断基準というのは省としてはどういうようにお示しを願えますか、お伺いします。

○政府委員(廣瀬弘君) 前回四十九年に行いました売さばき手数料の引き上げ率は、約八・二%でございました。今回二〇%にいたしました根拠でございまして、前回以後の経費の増加等を考えてみますと、その売さばきに要する経費の大部分を占めております人件費が、たとえば四十九年一五十一年度の三カ年をとって見ますと、約六・一%の増加が見込まれる次第でございまして、一方、四十九年一五十一年度の三カ年で郵便料金等の改正、あるいは印紙税額等の改正等を含めまして、比率にいたしますと約三六%程度の増加が見込まれます。この両者を勘案いたしまして算出をいたしますと、今回の案に挙げておりますように、約二〇%というものの引き上げが必要かというふうな考えの次第でございまして、

○片山基市君 そうすると、前の状態から言うところ、三六%ほど増収になっておる上に二〇%ほど上げると大体均衡はとれる、こういう判断をとっておるようになつておきます。

第三点ですが、買い受け月額が全くない売さばき所について、いままです手数料が全然支払われておりませんが、今回の改正案によれば、

そのような買い受けゼロの売りさばき所にも最低保障を支払う——千円だったかと思いますが——としておりますが、その理由について伺いたいと思ひます。特に売りさばき所は、御承知のように省の——法律によりましていわれる一定の時間、朝八時から午後六時まで窓口を開いてどなたにも利便を提供すること、一般の需要の方々には一定の数量をちゃんと備えていつでもおたえられようが、今日、このような売りさばきがある、ないということでお金を出すようになつた省の考えをお伺いしたい。

○政府委員(廣瀬弘君) 先生御指摘のように、買い受け月額が皆無の売りさばき所につきまして、今回の改正では最低の保障をするという考え方に立つたわけでございますが、これは過去におきましてそのような問題がございました。買い受け月額がゼロであっても、窓口でと申しますか、その店舗での売りさばきをしなければならぬというふうなことから、買い受け月額が皆無であつても手数料は支払うべきである、こういうことでございまして、私どもこれまでではできるだけ毎月買い受けをしていただくように勧奨してまいつたところでございまして、なかなか勧奨のみによつては基本的な解決が得られないというふうな判断に立ちまして、今回、買い受けのなかつた月につきまして、店舗を常設するというふうな観点からいたしまして、手数料を払うのが妥当であるというふうなことで、この中に一万円以下と同じような扱いをするということで、十分の一の手数料を払うということに定めた次第でございます。

○片山基市君 そういたしますと、趣旨は、やはり窓口といひますか、を開いて、一般の需要者にこたえるべくいつも待機をしておらうておる、そういうことについては、若干であるけれどもそういう措置をとるのが妥当だ、こういうふうにお考えになつて新しく改正した、こういうふうにお伺いをいたします。

そこで、最後の第四点ですが、売りさばき人一人当たりの平均手数料を現行と改正案と比較すると、どのぐらゐ増加することになるのか。先ほどパーセンテージでお話ございましたが、このぐらゐのアップをしまして、改定の基準は、そこで、今度はお店をいまして、売りさばき所の一人当たりについて幾らになるのか、その結果昭和五十二年の一月一日施行として、五十一年度の予算の増が、五十一年度三月までの分はどのぐらゐの増加があるのか、二つお伺いをいたします。

○政府委員(廣瀬弘君) 売りさばき人の一人当たりの平均手数料は、昭和五十一年度予算によりまして、現行手数料率は年額九万三千三百九十円になつておりますが、この改正案では年額十一万二千二百七十三円ということに相成ります。で、この本案の改正が行われた場合におきまして、昭和五十一年度予算は、現行料率の場合に比較いたしますと約五億四千五百万円の増加と相成ります。

○片山基市君 今回の改定は、平均で言いますと約二〇%ということ、前回に比べてかなり大幅な引き上げになつておることは事実であります。そういう意味では、改定をする時期としていまちやうどいいだろう、こう思います。しかし、今後の経済情勢いろいろのことを考えてみますと、インフレはおさまつておりません。そういうことで、この売りさばき人に対する今後の措置として、その人たちが納得できるような施策を常に置いてもらいたい。郵務局として十分に対処してもらいたいことを注文をつけまして、質問を終わります。

○委員長(森勝治君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(森勝治君) 速記を起こして。

○藤原房雄君 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案について、二、三點お伺いをしたいと思います。

この大要については、いま同僚議員から御質問がございましたのでありますが、今回の改正につきましては、時代の推移の中で妥当な改正であらうかと、私どももかように認識をいたしておるわけでありまして、これは衆議院でもいろいろ議論があつたことのようにございまして、五千円未満のものを今度一万円未満にして、それに達しない人に対しては手数料の千円についてはめんどろを見よう、それから、全然売りさばきがない方についても最低千円はめんどろを見ようという、こういうことですね。ですから見ようによつては、それはその月、その個所によつていろいろな条件がありますから、そういう配慮は非常に妥当だということも一面には言えるわけでありまして、売りさばきがない方というのはどういふことと売りさばきがあったのか。それはいろいろなことがあろうかと思ふのですが、まあ一万未満の方と同じだけ保障される。

見方によりますと、やはり先ほど来お話ございましたように、時間的にこの売りさばき所を設置するに当たりますと、八時から何時でしたか、時間が縛られるわけですね。そういうことに對して常時心を配つていなければならぬということでありまして、やはり最低これだけのものは保障する、その上に立つて五千円未満とか一万円未満とかというふうな考え方が妥当ではないかと思ふのですが、今度はない方も最低一万以下の方と同じように見るといふ、それはそういうところで金額的には幾らでもないけれども、これだけ時間的に拘束するわけだから、これだけのことはめんどろ見るぞと、その上に立つて幾ら幾らはどうなるのだ、こういうふうな考え方が至当ではないかと私も考えるわけですが、その点はよく御検討なさつて今回の決定をなさつたんだと思ひますけれども、そのあたりの御検討の経過と、それからまた、どうしてこういう決定にしたのかというあたりをちよつとお伺いしたいと思ふのですけれども。

○政府委員(廣瀬弘君) 確かに買い受け月額がゼロの場合と、若干でも買い受けのあつた場合といふのは差があるというふうな御議論でございますが、それは私どもも了解できるところでございまして、ただ、売りさばきというところでただいまのところは手数料が算定されておらずに、買い受けという実態をとらえて手数料を算出してしております。その結果、買い受けのない月でございしても、やはり売りさばき所としては売りさばきがあるという場合が多かるうかと存じます。したがひまして、買い受けのみによつてその月を判断することがなかなかむずかしい。また、その中で段階を設けまして、きわめて少量の場合との差というものはなかなか区別しにくいというふうな技術的な問題もございまして、今回は一万円以下と同じようなことで最低保証にしたわけでございまして、そういうふうな経過によりまして本案を作成した次第でございます。

○藤原房雄君 それから、これはことし七月です、視察に行きましたときに、北海道で簡易郵便局をちよつと見させていただきました。そこで切手類やなんか保管する備品があるわけですが、備品については全部自分で買わなければならぬわけですが、これは十一万からの売りさばき所についてどの程度のものをどうするかということは、金額的なことを言うの大変なことになるかもしれないけれども、それだけの資力のある方、また、その地域の中でそういう有力者とか、信頼される方とか資力のある方とか、いろいろ条件があつてなるわけですが、備品についても諸物価高騰の折、ある程度町中のたぐさんのなさるところと、また、僻地等についてはおのずとこの考えを変えませんか、これは貸与という形にするか何割補助という形にするか、いろいろやり方はあろうと思ひますけれども、やはりお預りした重要な収入印紙や切手を扱うわけですから、そしてまた、郵政省の方にきちつとした規定があつて取り扱ひをすることになるわけでありまして、それから、それ相応に備品もいかにけなものでなければならぬ。規格があつてなるだけに、備品についての配慮というものは私どもも視察に行つてしみじみ大変だという感じがしたわけですが、

こういうことについて郵政省もそんなことは自分
でやるんだからということじゃなくて、お考え
が、いろいろ検討なさったことがあるだろうと思
うんですけども、その点についてはどういうふ
うにお考えでしょうか。

○政府委員(廣瀬弘君) ただいま御指摘の切手
類保管箱等でございますけれども、これを郵政省
で調達して売りさばき人に貸与するなどはど
うかというようにございましては、従前から
森委員長からも御指摘がございまして、私も十
分承知しているところでございます。それ以後、
私もいろいろと検討を続けてまいってきてお
るところでございます。

売りさばき所の実態を見てみますと、非常に小
額のものから数千円あるいは数億というよう
なところまで大差格差がございまして、店舗の置
かれております地況とか、あるいは売りさばき所の
広狭等、その態様が非常にまちまちになってお
ります。これに對しまして、それぞれの売りさば
き所に適した保管箱を現物で貸与するというこ
とになりますと、その規格等が実際問題としては非常
に困難になってまいります。そういうようなこと
等を考えまして、保管箱の設備に要する経費は、
手数料の中に算入して決定していくという方法を
とっておりますけれども、その手数料の中
で、売りさばき所にふさわしい保管設備が設けら
れていないというのが実態でございます。したが
いまして、現物を貸与するというにつきましても
問題がございまして、今回の手数料率の改正に
おきましては、従来のとおり、保管箱の設備に要
する経費を算入してきておるわけでございます。
しかしながら、御指摘の点につきましては、それ
ぞれの問題点を踏まえまして、今後引き続き検
討を続けてまいりたいというふうに考えておるこ
ろでございます。

○藤原房雄君 そうすると、この二〇%アップの
中にそれは算入されているということですね。そ
ういうことは、さっきの二〇%の根拠はというお
話のときにはなかったようでありますが、ちょう

ど四十九年のオイルショック、その後のことであ
りますから、二〇%ぐらいという根拠のことにつ
いてさっきいろいろ説明がありましたけれども、そ
れ等のことについても考えているという、そこ
まで深く認識なかったのですが、これはやっぱ
り売りさばき所の総量の多いところも少ないところ
も備えるべき備品というものはきちっとしなけれ
ばならぬということですから、どうしてもそうい
う差異がありますので画一的にいかない面があ
ります。いろいろ勉強していただいて、現状に即し
たようにひとつやっていたらいいと思うんで
す。

それから郵便料金、ことしの一月ですか、値上
げになりましたから、郵便の動向というのには、お
よそ十カ月ぐらい経過しましていろいろお調べに
なされたと思うんですが、値上げ後、郵便の
物数というのはそう差異がないのか。特に売りさ
ばき所というのは、都心にももちろんありますけ
れども、僻地等においてそういうことで売り上げ
等についてはどういふ影響が出ておるか、そこら
あたりをお調べになった結果がありましたら、ち
よっとお聞きしたいと思っております。

○政府委員(廣瀬弘君) 特に売りさばき所につ
きまして、私もその影響の度合いというの把握
いたしております。全体の郵便物の動向でござ
いますけれども、これは本年一月二十五日の郵便
法改正以来、前年度におきまして約一八%程度の
落ち込みを見ただけでございますが、本年四月以
降なめてみますと、大変月によってばらつきが
ございまして、一四%ぐらいから六%という
ような上下がございまして、大体現在までのところ
一〇%をやる程度程度の物数減が見られてお
ります。これは今後また後半の流れを見てみない
と予測はできませんけれども、全体としては約一
割程度の減を見てきているというのが実情でござ
います。

○藤原房雄君 時間もあれですから、これで終わ
ります。施行期日です、五十二年一月一日と

なっているんですけども、この法案はいろいろ
な経過があったわけでありまして、まあ一年お
れということでしょう。確かにいろいろな手続は
必要なのかもしれないけれども、郵便料金の値
上げのようなやつは間髪を入れずに値上げになる
んですけれども、こういう手数料を上げるという
のはずいぶん時間がかかる。もう少し温かい配慮
がなされなかったのは何か理由があるのかどう
か。少なくとも、これは一年おくれたわけであ
ります。国会の動向とかいろいろなことであ
るかもしれませんが、さきの通常国会で出したそのま
ま、六月一日というやつでそのままと出して
いるでしょう。この法案を出すに当たりまして、
継続審議ですからあれですけど、この法案を出す
に当たりまして、やはり国会の会期というのもの
にらみ合わせて、最大限努力してこの十二月一日
から施行するということができ得なかったのか
どうか。私も、値上げの方はすぐ上げるし、
こういう手数料を上げるというのはどうもこう時
間がかかり過ぎて、郵政省というのはどうなの
かなあ、この疑問を抱くんですけど、これはどう
いうことになっているんでしょう。

○政府委員(廣瀬弘君) これは、過去も大体一月
に上げてきておるわけでございまして、これを考
えますときには、やはり予算の計画を立ててやる
わけでございまして。本年度、先ほど申しましたよ
うに、五億四千五百万円の増加を必要とするわけ
でございまして、本年度予算の範囲内で実施する
ということになりますと、やはり過去の慣例、そ
れから予算の制約等を考えまして、一月一日とい
うのが適当であるというふうに考えた次第でござ
います。

○藤原房雄君 そういうことを言いますけど、こ
れはもう一年前にこういうふうにしなさいという決
意を固めていらつして、それなりの予算とい
うのは考えていらつしたわけですね、急にいま
まで出たわけではありませんか。そうい
う配慮をしようとして、それだけの予算を考えよ

うということであれば、郵便料金値上げはことし
の一月から値上げになっているわけでありま
すから、もう十カ月のギャップがあるわけだし、や
るつもりになってできなかったことはないだろう
と私は思っています。確かにそれは予算を伴
うことですから、いろいろな試算をしながら
ぬ。国会がいつどうなるかということについての
御判断というのは、それはあることは十分わか
ります。しかし郵政省にそういう温かい心があ
ります。やろうとしてできなかったということでは
ないだろうと思っております。まあ売りさばき所につ
きましては、取り扱いの多いところ、少ないと
ころ、いろいろなところがあるわけでありま
すから、これは一概には論じられないことかと思
います。国民に非常に直接的な影響力を持つという
事業であるだけに、もつとひとつ温かい配慮を
して、すべてのことについてはやっていただきた
いものだと、この強く要望するわけであります。大
臣からひとつ一言御所見伺いして終わりたいと
思います。

○国務大臣(福田繁憲君) 御指摘のとおり、温か
い配慮をもつて対処いたします。
○山中郁子君 三点質問をいたします。
第一点は、全国で十一万を超える売りさばき所
の買受け月別別の分布がどのくらいになっている
のかということですが、これはこの法律案の後
ろに附いている参考資料の最後の表、売りさば
き所数及び売りさばき金額ということで分布が
出ておりますけれども、これとはちよつと違
うところで、一諸ならこれで結構ですけれども、違
うでしたら、一万円以下の買受け月額で
それから五万円、十万円、二十万円、五十万円、
百万円と各ランク別の分布を、比率ですね、を
お知らせいただきたい。

○政府委員(廣瀬弘君) ただいまお示しのこの法
律案の末尾に出ております数字と異なっておりま
せん。
○山中郁子君 そうしますと、一万円以下の売り

さばき所数が全体の二七・五％ということで、約三〇％近い数になっております。そのことと関連して二番目にお尋ねいたしますのは、今回の改正で一万円以下の売りさばき所の手数料率百分の十が据え置きになっていると思いますが、その該当する比率がかなり高い規模のところですね、そこが据え置きになっていることは、これはちよつと一つの問題があるんじゃないかと私は思うんですね、その辺の理由はどういうものであったんでしょうか。

○政府委員(廣瀬弘碧) ただいま先生据え置きと申されましたけれども、これは確かに比率の面では十分の一という据え置きになっておりますけれども、この改正案では、実は現行が五千円に満たないものについて十分の一、こういうことになっておりまして、今回の改正で、一万円に満たない場合十分の一ということになりますので、たとえば五千円の段階で例をとってみますと、従来五百円であったものが千円ということになるわけでございまして、実質的には倍率が一番高いということになるわけでございまして、それぞれのコストをカバーできるという基本的な考え方から最低額を定めておるわけでございます。

○山中郁子君　だけど、五千円以下は別として、一万円以下の部分のところは、手数料率が変わらないということ、実際存在しますでしよう、その部分は、百分の十という手数料率が据え置きと、いうことは、実際上その部分は存在しますよね。あり得ますよね。そこところがコストをカバーできるといってお話のようですけれども、それは実際上は手数料率は変わるのだということじゃなくて、変わらない部分があるわけでしょう、一万円以下のところで。

○政府委員(廣瀬弘君) 一万円以下の場合でございまずけれども、いま五千円の例をとりました。たとえばそうすると、その途中の一万円未満のところを考えてみますと、七千円のところですと、現行は七百元ということになりますけれども、この改正案は一万円に満たない部分は、一万円の買

い受けをしたものとみなすということになっておりますので、千円の手数料になる。九千円の場合も同様に九百円ということになっておるものが千円ということになりますので、一万円未満につきましては変わらないところはございません。

○山中都子君 私どもも今回の法改正については了とするものですけれども、やはり實際問題として、物価の上昇の現状とか、それから売りさばきの手数とか、その他種々の問題を考えていけば、余りにもやはり対価としては少ないということ

とは、一般常識的にも言えることだし、その辺は郵政省も十分考えておられることだというふうに思いますけれども、今回の改正は一応了としつつも、個々の問題としてこうしたいま郵政事業、郵便事業を本当に下のところで支えている一つの業務ですよ。そういうことについてのさらに積極的な手数料の引き上げを実現していく基本的な方向というものも要望もいたしますし、お約束も願いたいと思いますが、これはひとつ大臣の見解を承りたいと思います。

○国務大臣(福田篤泰君) 御趣旨のとおり、売りさばき所が今後十分その機能が発揮できますよと云う、今後の経済情勢を種々見ながら、必要に応じて適切な処置を講ずるよう配慮したいと思ひます。

○山中樗子君 それを一般的な紋切り型の見解といふことではなくて、具体的な展望を持って実現を図っていただくよう重ねて要求をいたしました。で、私の質問を終わります。

○委員長(森勝治君) 他に御発言もなければ、質

疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（森勝治君） 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

——別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（森勝治君） 御異議ないものと認めま
す。

それでは、これより採決に入ります。
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長（森岡治君） 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、兩案の審査報告書の作成につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（森勝治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ちよつと速記をとめてください。
〔午後一時十分速記中止〕
〔午後一時二十四分速記開始〕
○委員長(森勝治君) 速記を起してください。
請願の審査を行います。

第一七〇号 身体障害者の電話料金割引等に関する請願外八十七件を一括して議題といたします。

先ほどの理事会におきまして、個々の請願について慎重に審査を行いましたので、まず、その経

過と結果を申し上げます。
審査の便宜上、お手元の一覽表の上部に整理番号を付しておきましたので、これに従つて申し上げます。

旨にありますとおり、電報電話料金の値上げを行わないことを内容とするものであり、また五号は、盲人の住宅電話に対する電話料金の減免等を含む内容とするものでありますが、これらは法定料金に係るものでありまして、すでに公衆電気通信法の一部改正案が一日日の当委員会において可決さ

れておりますので、これらの請願はいずれも保留とすべきものといいたしました。

次に、整理番号六号の請願は二つの項目から成

っておりますが、第一項は、五号までの請願と同様保留とすべきものでありますが、第二項目の「全国の電報電話局の窓口へ車イス障害者が一人で行けるよう建物の一部を改造すること」につきましては、全国すべてにわたって早急にこれを実現することは困難であるとしても、その願意は首肯すべきものがありますので、お手元にありますような意見書を付することとして、この請願を採択すべきものとしたしました。

次に、整理番号七号及び八号の請願の要旨は、普通加入区域外における電話の加入には、多額の線路設備費や付加使用料を必要とするので、このような負担をなくするため、普通加入区域を一層拡大されたい、あるいはそのために国の補助制度を設けられたいというものでありまして、過疎地域における住民の切実な要望でありますので、この二件の請願は採択すべきものといえました。

最後に、整理番号九号の請願の願意は、滋賀県

の唯一の県域放送であるびわ湖放送株式会社は、京阪神広域放送圏放送区域内における県域放送として不利な立地条件のもとに発足したが、加えて他県からの県域放送の一部が受信できる状態にあるため、経営の危機にあるので、他県から県域放送が流れないように必要な措置をされたい、またこれが不可能な場合は滋賀、京都両県の相互乗り入れによるサービスエリアの拡大を図りたいというものでありますが、前段は地形の関係等から

これを改めることは困難であり、また、後段については放送秩序の根底にかかる問題でありますので、この請願は保留とすべきものとしたしました。

以上の結果、請願第二五七二号 北海道足寄町に公社電話設置に関する請願外一件は、議院の合議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、第一七〇号 身体障害者の電話料金割引等に関する請願外四十四件は、おおよそ

ね願意妥当と認められますので、政府においては、今後検討の上、努力せられたい旨の意見書案を審査報告書に付することとし、本請願は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、他の四十一件の請願につきましましては、その決定を留保することにいたしました。

理事会の申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

○委員長(森勝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(森勝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森勝治君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(森勝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森勝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(森勝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森勝治君) 次は、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査及び電報電話料金の値上げ反対に関する請願

関する調査のための閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(森勝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

(参照)

通信委員会付託請願中採択一覧表(四十七件)

第一七〇号、第七九八号、第八七五号、第一三八七号、第一三八八号、第一三八九号、第一三九〇号、第一三九一号、第一三九二号、第一三九三

号、第一三九四号、第一四七五号、第一四七八号、第一五〇号、第一五一一号、第一五一二号、第一五一三

号、第一五一四号、第一五一五号、第一五一六号、第一五一七号、第一五一八号、第一五

八八号、第一五八九号、第一五九〇号、第一五九一号、第一五九二号、第一五九三

号、第一五九四号、第一五九五号、第一五九六号、第一五九七号、第一五九八

号、第一五九九号、第一六〇〇号、第一六〇一号、第一六〇二

号、第一六〇三

号、第一六〇四

号、第一六〇五

号、第一六〇六

号、第一六〇七

号、第一六〇八

号、第一六〇九

号、第一六〇一〇

号、第一六〇一一

号、第一六〇一二

号、第一六〇一三

号、第一六〇一四

号、第一六〇一五

号、第一六〇一六

号、第一六〇一七

号、第一六〇一八

号、第一六〇一九

号、第一六〇二〇

号、第一六〇二一

号、第一六〇二二

号、第一六〇二三

号、第一六〇二四

号、第一六〇二五

(第三六二七号)(第三九七八号)
一、電報電話料金値上げ反対等に関する請願
(第三四六〇号)(第三四六一号)(第三四四一
号)(第四〇二五号)(第四〇二六号)(第四〇二
七号)

一、過疎地における電話の設置及び維持費軽減
措置に関する請願(第四一三三号)

第三二七二号 昭和五十一年十月二十七日受理
身体障害者の電話料金割引等に関する請願
請願者 三重県北牟婁郡紀伊長島町 大屋
猛外百四十三名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三四六二二号 昭和五十一年十月二十七日受理
身体障害者の電話料金割引等に関する請願
請願者 東京都多摩市連光寺九二〇三 滝
沢勇外百八十七名

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三四六三三号 昭和五十一年十月二十七日受理
身体障害者の電話料金割引等に関する請願
請願者 長崎県佐世保市上町五〇一 山口
百合子外五十二名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三九七九号 昭和五十一年十月二十九日受理
身体障害者の電話料金割引等に関する請願
請願者 北九州市小倉南区葛原五二二〇二
藤本悦子外五十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三六二七号 昭和五十一年十月二十八日受理
電報・電話料金値上げ反対に関する請願
請願者 東京都中野区江古田三ノ一四〇二

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三四六〇号 昭和五十一年十月二十七日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋五ノ一七ノ二三
全国金属労働組合シヨウ支部内
関根金次郎外七百八十八名

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三四六一号 昭和五十一年十月二十七日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する請願
請願者 千葉県松戸市角町一、五四一 寺
田弘外四名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三九四一号 昭和五十一年十月二十九日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する請願(二通)
請願者 京都市北区深泥ヶ池町一 西川幸
子外六百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

○国立療養所中野病院内患者自治
会内 伊藤万志男外三名
紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三九七八号 昭和五十一年十月二十九日受理
電報・電話料金値上げ反対に関する請願(五通)
請願者 群馬県桐生市相生町五ノ四四四
青山幸治外四名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三四六〇号 昭和五十一年十月二十七日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋五ノ一七ノ二三
全国金属労働組合シヨウ支部内
関根金次郎外七百八十八名

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三四六一号 昭和五十一年十月二十七日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する請願
請願者 千葉県松戸市角町一、五四一 寺
田弘外四名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三九四一号 昭和五十一年十月二十九日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する請願(二通)
請願者 京都市北区深泥ヶ池町一 西川幸
子外六百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第四〇二五号 昭和五十一年十月二十九日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する請願
請願者 京都府宮津市小田二八三の二 堀
みつゑ外六百七十八名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三六二七号 昭和五十一年十月二十八日受理
電報・電話料金値上げ反対に関する請願
請願者 東京都中野区江古田三ノ一四〇二

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三四六二二号 昭和五十一年十月二十七日受理
身体障害者の電話料金割引等に関する請願
請願者 東京都多摩市連光寺九二〇三 滝
沢勇外百八十七名

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三四六三三号 昭和五十一年十月二十七日受理
身体障害者の電話料金割引等に関する請願
請願者 長崎県佐世保市上町五〇一 山口
百合子外五十二名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

この諸願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第四〇二六号 昭和五十一年十月二十九日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する諸願

諸願者 京都市左京区下鴨西半木町一八

宮本たね子外三百四十九名

紹介議員 加藤 進君

この諸願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第四〇二七号 昭和五十一年十月二十九日受理
電報電話料金値上げ反対等に関する諸願

諸願者 京都市右京区西院西溝崎町三三

皆山武史外四十五名

紹介議員 神谷信之助君

この諸願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第四一三三号 昭和五十一年十月二十九日受理
過疎地における電話の設置及び維持費軽減措置に
関する諸願

諸願者 京都府宮津市字小田一、一六二上

宮津自治連合会内 細見勇外一名

紹介議員 河田 賢治君

過疎地における電話の設置及び維持費に国の補助
制度を設けること。最低限「加入区域外」の過疎地
を「普通加入区域」に編入し、工事費、維持費等を
「普通加入区域」並みとすること。

昭和五十一年十二月八日印刷

昭和五十一年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D